

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
31年 第6号	31.2.27	<p>消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出に関する陳情</p> <p>私たちのくらしや地域経済はいま、大変深刻な状況である。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっている。</p> <p>物議をかもしている統計データであるが、厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少している。個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少している。</p> <p>また、日銀事務局によれば全国で35%の世帯が無預金とのことである。全国的生活保護受給者は平成29年度で164万世帯214万人。茨城県は平成30年9月段階で22,173世帯27,834人の方々が受給している。くらしは苦しくなる一方である。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税される。消費税は生活費課税である。</p> <p>ところが政府は、今年、平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していない。税率10%への引き上げで一人当たり年間2万1千5百円、1世帯当たり（4人家族）8万6千円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかである。</p> <p>加えて税率引上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。また8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。</p> <p>日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請している。</p> <p>今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきである。私たちは、住民の暮ら</p>	茨城県商工団体連合会 会長 松澤 博	総務企画

し、地域経済，地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求める。

以上の趣旨から下記事項について国会及び関係行政庁に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付すること。